

令和2年度

立山ブランド認定品「立山うまれ」募集案内

立山ブランド認定品『立山うまれ』とは

立山町ならではの魅力ある加工品や農産物を立山ブランド「立山うまれ」として認定し、広くPRし、認知度・知名度の向上を図ることで、町内産業の振興、地域の活性化、町のイメージアップに資することを目的とします。



立山ブランド認定マーク

立山ブランド認定の募集を下記のとおり行います。製造者、生産者の皆さまのご応募をお待ちしております。

募集要項

申請資格	<ul style="list-style-type: none">立山町内に居住する個人事業者立山町内に主たる事業所（本社または製造工場）を有する法人又は団体
対象品	<ul style="list-style-type: none">立山町で生産された材料を主原料又は中心的な材料として加工し、製造された加工品立山町で生産された農産物上記に該当するもので、立山町らしい独自性があり、安心・安全・信頼性を確保する危機管理体制に基づき生産・製造されている商品（原則として商品化されているもの）
審査基準 選考方法	<ul style="list-style-type: none">立山ブランド認定委員会が、独自性、危機管理、市場性、将来性、地域貢献による認定基準に基づき審査します。書類審査および必要に応じてヒアリング調査を行い、認定委員会が認定品を決定します。なお、申請にあたっては商品の見本または現物（保存がきかないものはカタログ又は写真でも可）をご提供ください。原則として、ご提供いただいた商品の見本又は現物は返却できません。
認定品の 取扱い	<ul style="list-style-type: none">認定証の交付認定品等への立山ブランド認定マークの表示使用を承認立山町ホームページ等への掲載認定品紹介チラシ・ポスターの作成マスコミ等への積極的な情報提供販路拡大の支援

認定の期間	認定の有効期間は認定の日（令和3年4月1日）から3年間（令和6年3月31日）
募集期間	令和2年11月2日（月）～令和2年11月30日（月）
申請方法	<p>所定の申請書に必要事項をご記入の上、添付書類、申請品の見本（現物保存がきかないものはカタログ又は写真でも可。審査の仮定で再度、現物の提供をお願いする場合があります。）とともに、直接又は郵送でご提出ください。</p> <p><提出先>〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢2440 立山ブランド認定委員会事務局（立山町商工観光課内）</p> <p>※申請書等の様式は立山町ホームページからダウンロードいただくか、上記の申請書提出先に直接ご請求ください。 立山町商工観光課窓口にもご用意しております。</p>
その他 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>各申請者につき、1点までの申請となります。</u> ・ 申請書および添付文書は全ての事項をご記入いただき、申請書には押印をお願いします。記入漏れがある場合には審査対象外となる場合もありますのでご了承ください。 ・ 申請書類は返却できません。 ・ 申請品の名称や説明文などを立山町のホームページや制作物、マスコミの取材記事・報道に使用する場合がありますのでご了承ください。

認定の基本コンセプト

- ・ 年間100万人が訪れる立山黒部アルペンルートの観光客を主なターゲットとします。
- ・ 町の農産物・加工品を全国に広め、立山町のイメージアップを図ります。
- ・ 農産物生産者、加工品製造者との連携を図り、町全体の活性化につなげます。

認定審査

立山町で生産された材料を主原料又は中心的な材料として加工、製造された加工品、もしくは、立山町で生産された農産物について、「立山らしさ」「信頼性」「市場性」「将来性」「地域貢献」等を基準に審査します。

お問い合わせ先

立山ブランド認定委員会（事務局：立山町商工観光課）
〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢2440
TEL 076-462-9970 / FAX 076-463-6611
E-mail : syoukoukoukankou@town.tateyama.toyama.jp